

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p><b>第4条</b> <u>平成30年度から3年間</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>86,400円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>93,600円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>108,000円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>122,400円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成30年度から3年間</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,400円</u>とする。</p> <p><b>第17条</b> 被保険者、<u>被保険者</u>の配偶者若しくは<u>被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>(保険料率)</p> <p><b>第4条</b> <u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>48,600円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>58,320円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>77,760円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>84,240円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>97,200円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>110,160円</u></p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,160円</u>とする。</p> <p><b>第17条</b> 被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>